

3/1 わくわくメールが「市長へのわがまちメール」に変わります

～あなたの意見で笑顔のまちに～

よくある意見&回答 (一部抜粋)

公園でのボール遊び



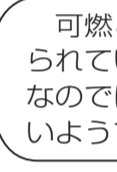
私が小学生のころは公園で野球ごっこをしたものですが、現在の市内の公園ではほとんどのボール遊びを禁止しています。野球やサッカーなどの球技が盛んな松山で、なぜ禁止なのでしょう。

回答 野球などの活発なボール遊びは、他の公園利用者の安全確保やボールの飛び出しによる周辺家屋などへの迷惑を考慮し原則、禁止しています。しかし最近では同様の意見も多いことから、地域の皆さんで組織する公園管理協力が独自のルールを作り、楽

しく遊べるよう取り組んでいる公園もあります。また市と協働で公園協力会、町内会、子ども会などが一体となって「キャッチボールのできる公園づくり」を進め、好評を得ています。



ごみの排出



可燃ごみの排出時間は午前7時までにと決められていますが、それを全世帯に課するのは無理なのではないでしょうか。他市では8時台が多いようです。

回答 ごみを早朝に出すことは生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、動物による散乱被害の防止やごみの量と収集車の効率的な運用などを総合的に

に考えお願いしています。地域によっては時間が「早い」「遅い」といった両方の意見がありますが、市内に約2万カ所あるごみ集積場所からごみを適正・適切に回収するため、ご協力をお願いします。

学校給食



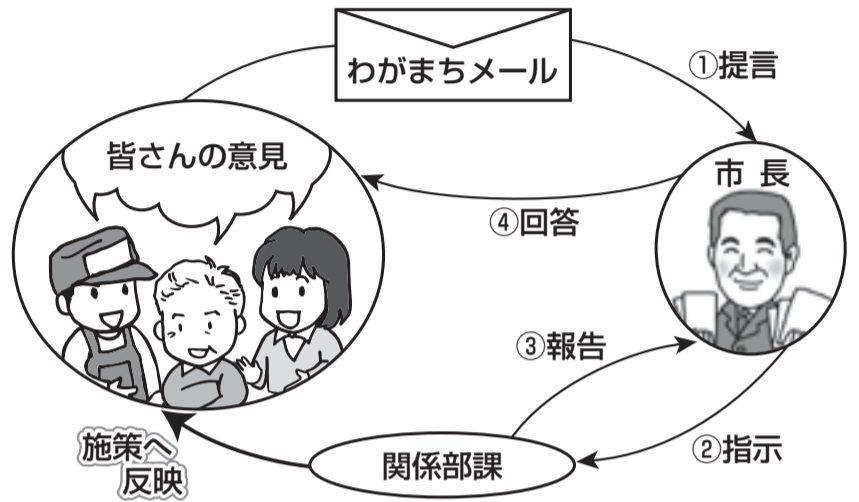
原発事故以来、食品の放射能汚染の影響による学校給食の安全性が大変気になっています。そこで食材は地元産のものを使ってほしいです。また食材の放射能を測定できないのでしょうか。

回答 2学期以降、青果物に限らず肉類などの食材の調達で、愛媛県産を柱とした地産地消をさらに進め、県内・西日本産でほとんどの食材を賄っている状況です。また食

材の測定については、実施に向けて機器の取得などの準備を進めています。



市民の皆さんの声を市政に生かそうと、平成12年にスタートした市長へのわくわくメール。皆さんと一緒に「全国に誇れる、わがまち松山」づくりをさらに進めるため、運用方法をリニューアルし、名称を「市長へのわがまちメール」に改めました。ご意見をどしどしお寄せください。



提言の方法
市ホームページまたはeメール、郵送、ファクスで、
メル、住所、氏名(フリガナ)、
意見、性別、電話番号、職業、
年齢、性別、電話番号、職業、
回答希望・公開希望の有無を
書いて、〒790 8571 松山市
役所「市長へのわがまちメー
ル」
FAX 934 17680・E-mail info@city.matsuyama.ehime.jp
http://www.koucho.city.matsuyama.ehime.jp/wagamachi/

運用の変更点
・わがまちメールのホームページを見やすく
市ホームページの見やすい位置に移すとともに、画面情報を充実させ提言を検索しやすくしました。
・施策に反映された意見をホームページで随時、紹介
・回答基準を変更
回答を希望する人は必ず、住所、氏名の記入が必要になりました。記入がない場合は、回答できませんのでご注意ください。回答しなかった場合も、貴重な意見として参考にさせていただきます。
※意見の内容が次のいずれかに該当する場合は回答できません。同一投稿者からの同一趣旨の意見▼誹謗中傷▼公序良俗に反するもの▼営利・宗教・政治活動▼投稿の趣旨が不明確など

皆さんの意見が施策に反映されています (一部抜粋)

68へ
お問い合わせは、市民相談課 ☎ 948 6447・FAX 934 17

市の携帯サイト、代表の電話番号が出ていないし、各課の電話番号一覧も出ていないので、非常に不便です。

携帯サイトのトップページに代表の電話番号を掲載するよう改善しました。また各課の電話番号一覧は「松山市からのお知らせ」↓「ダイヤルガイド」にあります。ダイヤルガイドの表記に電話番号という文字を付け加えました。

インターネットが可能な設備を有料でもいいので、北条図書館へ導入してください。

市立図書館では平成23年度、情報システムを更新しますので、機器などの入れ替えに合わせて、各館にインターネットが利用できる端末を導入します。

水上スキーが海水浴場の遊泳区域のブイの内側まで入り込んで危険です。すぐに禁止してください。

県内の海水浴場では法的禁止措置が取られていませんが、遊泳者の安全確保と事故の未然防止を図るため、平成24年度からフェンスを設置するなどの対策を行います。

市のホームページに掲載されている迷い犬・猫が多いことについて、犬・猫の保護情報を検索できるようにしています。またパソコンを使わない人は、どこに連絡すればいいかわからないので、広報紙などに掲載してはどうでしょうか。

市のホームページのトップページから最新の迷い犬・猫の保護情報を検索できるようにしています。またパソコンを使わない人には、犬・猫がいなくなった時の対処方法、連絡先の情報を、広報まつやまに掲載しているほか、市民便利帳、CATVの広報番組、ラジオなどで周知しています。